



■問い合わせ先■ 環境課 ☎(32) 8898

ごみの出し方にご注意ください

ルール違反のごみは収集されません。それぞれの品目ごとに、ルールにしたがった適正なごみ出しにご協力ください。

ごみ出しは朝8時まで

午前8時から収集作業が始まります。道路工事等で収集の順番が変わることもあります。普段の回収時間に関わらず、午前8時までのごみ出しをお願いします。

品目ごとに回収する車両が異なるため、ごみステーションに他の品目のごみが残っていても既に回収済みの場合があります。

剪定枝(小枝)の出し方

長さは1m以内、幹の太さは10cm以内とし、紙ひもまたは麻ひもで束ねてください。ビニー

ルひもで束ねた場合、施設で資源化できないので、収集できません。植物性のひもであっても、シュロ縄など発酵や分解しづらい素材のものは使用できません。

なお、束ねるのが困難な場合は南部清掃センターに直接持ち込むことも可能です。

もやししかないごみは必ず指定のごみ袋で出してください

指定ごみ袋以外のビニール袋や米袋、紙袋で出されている場合は、収集できません。

落ち葉や下草などのみを、もやししかないごみとして出す場合には、透明か半透明のポリ袋でも回収されます。

びん・缶の出し方

飲料用のびん・缶のみが対象

です。果物の缶詰、粉ミルク缶、ジャムのびん、調味料のびんなどは不燃ごみで出してください。びん・缶が混入している場合は、収集できません。

ごみ出しは計画的に

引っ越しや片付けで大量のごみが発生した場合は、直接ごみ処理施設に持ち込むか収集運搬許可業者に依頼(有料)してください。

ごみステーションは近隣の方々が利用しています。大量のごみ出しは他の利用者の方の迷惑となる場合があります。

ごみステーションに出す場合は数回に分けるなど、ご配慮ください。

とちぎの環境美化県民運動に参加・ご協力を！

毎年、ごみゼロの日(5月30日)を中心に行われる一斉清掃(とちぎの環境美化県民運動)を、今年は5月25日(日)に実施します。自治会及び市内の企業を基本とし、それぞれの計画により実施してください。

収集したごみの持ち帰り運動を実施しています。収集したごみは自宅へ持ち帰り、分別した後、指定の収集日に出してください。

※宅地・山林・田畑などの個人の所有地のごみは収集しないでください。また、公共の場所にタイヤや廃家電などが投棄されている場合は、収集せず環境課までご連絡ください。

斎場使用料補助金

管外の斎場(火葬場)を使用し管外料金を支払われた方に、補助金を交付します。

管外料金を全額支払っていただき、後から補助金が交付されます。

■補助の条件

亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民である

■補助の対象

全国すべての斎場の、火葬場及び待合室

■補助額

火葬(13歳以上) 1体10,000円

待合室 1室1回2,000円

■申請方法

申請書と斎場の領収書(原本)を環境課に提出

不用品リサイクル情報(無償貸与)

市では、不用品リサイクル情報を提供しています。

〈譲りたい〉

小型冷蔵庫、中学用体育館履き(22.5cm)、スクールバッグ、ポータブルトイレ、電子オルガン、猫用トイレ、洋筆筒、和筆筒、バーベキューコンロ、バーベキュー用炭、学習椅子、衣装かけ、剣道着(袴)、ひな人形(七段飾り)

〈譲ってほしい〉

尿漏れパット、電気ストーブ、自転車(24インチ)、扇風機、ノートPC、タブレットPC、乾燥機、釣り竿(子どもが使用できるもの)、ピアノ、冷蔵庫、液晶テレビ、電子レンジ